第二条中「特例年金給付」の下に「、特例老齢農林一時金」を加える。

「第三章　特例年金給付及び特例一時金の支給」を「第三章　特例年金給付、特例一時金及び特例老齢農林一時金の支給」に改める。

第三条の二中「又は特例一時金」を「、特例一時金又は特例老齢農林一時金」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「又は特例一時金」を「、特例一時金又は特例老齢農林一時金」に改め、同項に次の一号を加える。

五　特例老齢農林一時金の決定の請求にあっては、次に掲げる事項

イ　請求者が特例年金政令第二十五条の二第一項各号に該当しない旨

ロ　請求者が、特例年金給付を受けることができるときは、当該特例年金給付の名称及び年金証書番号（当該特例年金給付について請求中である場合には、当該特例年金給付の名称及び請求した年月日）

第四条第二項に次の一号を加える。

三　特例老齢農林一時金に係る請求書にあっては、厚生労働省その他の公的年金制度の管掌機関の確認を受けた年金加入期間確認通知書又は厚生年金保険法による老齢厚生年金の年金証書の写し

第四条に次の一項を加える。

4　第一項第五号ロの「年金証書番号」とは、第八条の規定により存続組合が交付する年金証書の番号をいう。

第五条中「又は特例一時金」を「、特例一時金又は特例老齢農林一時金」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　特例老齢農林一時金を請求する場合においては、第三十二条の規定による特例老齢農林年金の決定の請求をしたことがある者は、前条第二項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

第六条第一号中「第八条の規定により存続組合が交付する年金証書の番号（以下「年金証書番号」という。）」を「年金証書番号（第四条第四項に規定する年金証書番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第六条の二第一項中「又は特例一時金」を「、特例一時金又は特例老齢農林一時金」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「又は特例一時金」を「、特例一時金又は特例老齢農林一時金」に改める。

第十条第一項の表中「平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（第五十六条及び第五十七条を除き、以下単に「廃止前農林共済法」という。）第七十八条に規定する市町村長をいう。」を「特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあっては、区長とする。」に改め、「又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき」及び「又は住居表示の変更」を削る。

第十条の二第一項中「廃止前農林共済法」を「平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（第五十六条及び第五十七条を除き、以下単に「廃止前農林共済法」という。）」に改める。

第十二条第一号中「並びに」を「及び」に改める。

第三十四条第一項第三号を次のように改める。

三　特例年金政令第二十二条において準用する厚生年金保険法第五十四条第一項に規定する障害補償（以下単に「障害補償」という。）を受けることができる者にあっては、その旨

「第三節　支払未済の特例年金給付の請求手続」を「第三節　支払未済の特例年金給付及び特例老齢農林一時金の請求手続」に改める。

第四十四条に見出しとして「（支払未済の特例年金給付の請求手続）」を付し、同条第一項第五号中「支払い」を「支払」に改め、第四章第三節中同条の次に次の一条を加える。

（支払未済の特例老齢農林一時金の請求手続）

第四十四条の二　特例年金政令第二十五条の二第六項において準用する廃止前農林共済法第二十八条第一項及び第三項の規定による特例老齢農林一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を存続組合に提出しなければならない。

一　請求者の住所、氏名及び基礎年金番号並びに請求者と死亡した特例老齢農林一時金を受ける権利を有する者（以下この条において「特例老齢農林一時金受給権者」という。）との続柄

二　特例老齢農林一時金受給権者の氏名、生年月日、組合員番号、基礎年金番号、死亡年月日及び死亡の原因

三　請求者以外に特例年金政令第二十五条の二第六項において準用する廃止前農林共済法第二十八条第三項に規定する支払未済の特例老齢農林一時金を受けるべき同順位者があるときは、当該同順位者の住所及び氏名並びに特例老齢農林一時金受給権者との続柄

四　存続組合が指定する機関のうち支払未済の特例老齢農林一時金の支払を受けることを希望する機関の名称及び所在地並びに預貯金の口座番号

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した特例老齢農林一時金受給権者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類

二　特例年金政令第二十五条の二第六項において準用する廃止前農林共済法第二十八条第一項及び第三項の規定による特例老齢農林一時金の支給を受けようとする者が、死亡した特例老齢農林一時金受給権者の遺族であるときは遺族の順位を証明するに足る戸籍謄本、当該特例老齢農林一時金を受けようとする者が死亡した特例老齢農林一時金受給権者の相続人であるときは死亡した特例老齢農林一時金受給権者の相続人であることを証明する書類

第四章中第四節を第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節　特例老齢農林一時金の返還手続等

（特例老齢農林一時金の返還手続等）

第四十四条の三　特例老齢農林一時金の支給を受けた者又は特例老齢農林一時金の支給を受けることができることとなった者であってその支給を受けていないものが特例年金政令第二十五条の二第一項の規定による請求をした日の翌日以後厚生年金保険の被保険者の資格を取得した場合は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を存続組合に提出しなければならない。

一　届出人の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　厚生年金保険の被保険者の資格を取得した年月日

三　特例年金政令第二十五条の二第一項に定める返還の方法

2　資格取得者は、その資格を喪失した場合において、その資格を取得した日とその資格を喪失した日が同じ月に属するときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を存続組合に提出しなければならない。

一　届出人の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した年月日

3　第一項の申出書及び前項の届書には、第一項第二号及び前項第二号に掲げる事項を証明する書類を添えなければならない。

（資格取得者が死亡した場合の届出）

第四十四条の五　資格取得者が死亡したとき（特例年金政令第二十五条の三第一項本文の規定による返還すべき額が存続組合に全額返還されている場合又は前条第二項の規定による届出が提出されている場合を除く。）は、平成十三年統合法附則第四十九条第三項の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に死亡を証する書面を添え、これを存続組合に提出しなければならない。

一　届出人の住所、氏名及び届出人と資格取得者との続柄

二　資格取得者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

三　死亡した年月日及びその事由

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。